

負けへんで!

あっという間に平成26年も2か月が過ぎてしまいました。

最近はと言うと、一般社団法人M&A・事業再生支援センターを立ち上げて、代表理事に就任しました。地域の雇用・技術・活力を守るため、10社倒産する会社のうち、2~3社を再生によって救うべく、今後とも頑張っていきたいと考えています。4月30日にはセミナーを開催します。詳しくは、下記の案内文をお読みください。

また、総務省の「地方公共団体における内部統制の導入と整備に関する研究会」も無事終了しました。報告書は3月中に新聞発表される予定です。

本業に追われて、なかなか温泉に行く時間がありませんが、何年前かに温泉地で撮った古い写真を見ながら幸せな気分になりつつ気合いを入れている今日この頃です。

Oni ビジョンにも出演中! 次回は3/18

「ニュースわいど」放送スケジュール

■平成25年11月19日「一番分かりやすい特定秘密の保護に関する法律」

■平成26年1月21日「今なぜM&Aが必要なのか」

■平成26年2月25日「最前線の事業再生とは?」

RSK ラジオ
「敷居のめえ~っちゃ低い法律相談所」
出演中!!



毎週火曜日午後6:10~RSK ラジオ「敷居のめえ~っちゃ低い法律相談所」にパーソナリティとして出演しています。

「法律は私には難しくて…」そんな方々にお届けするラジオ番組です。身近に起こる様々なトラブルを、岡山から選りすぐった法律専門家がやさしくお答えします。ぜひ、お聴きになって下さい!



新センター設立によるセミナー開催!

M&A・事業再生支援センター セミナー

- 日時 平成26年4月30日(水)午後2時~
- タイトル 「新時代のM&Aと事業再生による岡山の活性化」
- 内容 第一部講演(講演者:小林裕彦) 2:00~2:20
第二部講演 パネルディスカッション 2:30~4:00
(パネリスト:三宅昇(岡山県産業振興財団理事長)

松田敏之(両備ホールディングス株式会社 代表取締役専務)

浦上達夫(中国銀行 金融営業部部長)

佐古さや香(倉敷ボーリング機工株式会社 代表取締役)

小林裕彦(小林裕彦法律事務所)

第三部講演 個別相談会 1時間



岩井温泉「岩井屋」 (鳥取県)

まあ、中四国では王道と言ってもいいくらいの温泉だと思えます。今年になってから一番に行ったのもこの温泉です。何と湯舟の底から直に温泉が湧いています。泡と一緒に大きな湯の固まりがポコッと浮いてきます。温度は適温、まさに奇跡ですね。泉質はカルシウム・ナトリウム硫酸塩泉です。成分表を見たところ、カルシウムイオンと硫酸イオンの割合が確かに高いですが、成分表には



表れない泉質の良さというか、泉質の深さがありますね。硫酸塩泉は飲用すると肥満症、糖尿病、痛風に効果があるとされているので、私はよくこの温泉を飲んで元気になっています。これほど体にしみ込む温泉は珍しいですね。

ここ岩井温泉には、湯かむりという温泉法があります。柄杓で温泉を頭にかけて入るというのですが、これは湯の温度に体を慣らすことで、入浴の事故を防ぐ目的があるとのことですが、このようなことをしている人を見かけたことはありませんし、私もやっていません。

旅館も中は民芸調できれいで、料理もうまくて、比較的安くて、女将も美人です。欠点なしです。飲泉、本当にうまいです。人の体は正直なもので、体にいいものはうまいです。ここのお湯を飲むとあまり悪酔いしないし、酒がうまい。



今回の資料送付のご案内

- 週刊 Vision 岡山 「M&A支援の一般社団法人設立」…P2
- おかもや財界 「一般社団法人M&A・事業再生支援センター」発足…P3
- Osera 「全国の温泉を制覇する「温泉博士」」…P4
- ちゅうぎんビジネスセンター-NEWS 「戦略的な法務で、経営リスクを管理」…P6
- 岡山大学メールマガジン 「法~納得!」…P7~9
- 建設業協会会報 平成25年9月号~平成26年2月号…P10~15
- 行政岡山 平成25年9月号~平成26年2月号…P16~21
- おかもや産業情報 平成25年8・9月号~平成26年1・2月号…P22~25
- 商工連会報 平成25年10月号・平成26年2月号…P26~27

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号
弓之町シティセンタービル6階
Tel 086-225-0091
Fax 086-225-0091
Mail:k0217@oka.urban.ne.jp
所長弁護士 小林裕彦
弁護士 武田宗久
弁護士 片岡靖隆
弁護士 塩崎篤史
弁護士 井筒智子
弁護士 宗川雄己
弁護士 丸山洋平

HP: <http://kobayashilawoffice.p-kit.com/>

特集 大河「軍師官兵衛」効果を取り込め

ゆかりの地は観光客増に期待 「インパクト不足」に懸念の声も!?

おかやま工房、東京オフィス開設し開業支援事業にエリア制 **イオンモール元年** 岡山商工会議所が「幕張新都心」の視察会

ナショナルデパート、ネットでスポンサー募り「ももたん」全国展開 **専門家が連携しM&A支援の一般社団法人設立**

ものづくりマイスターをご利用ください!!



対象 中小企業・教育訓練機関 **内容** 若年技能者のレベルアップへ高度な熟練技能者を派遣

厚生労働省委託事業「若年技能者人材育成支援等事業」

事業内容は15ページに記載

使って 作って 楽しもう おかやまの技

ものづくりフェア

2014
3/1・2日

入場無料

会場 **コンベックス岡山小展示場**
10:00~17:00(入場は16:30まで)

岡山県職業能力開発協会 技能振興コーナー

〒700-0824 岡山市北区山下二丁目3-10 TEL:(086)225-1580 FAX:(086)234-1806

M&A支援の一般社団法人設立

小林裕彦法律事務所、税理士法人パートナーズなど



小林裕彦氏

小林裕彦法律事務所(岡山市)、税理士法人パートナーズ(岡山市、川本洋代表)などは、このほど、地域に密着した

中小企業の再生やM&Aを支援する「一般社団法人M&A・事業再生支援センター」を設立した。

ここ数年、県内の中小企業で後継者問題などによる廃業、解散が増加していることから、弁護士や税理士、中小企業診断士などの専門家が協力し、地域の企業を一社でも多く残すのが狙い。

金融機関や各士業から情報収集し、支援企業を決定。その後、後継企業の選定、交渉、アフターフォローまでトータルでサポートする。料金は金融機

関などによる場合に比べ低価格に設定し、利用しやすくした。後継企業は基本的に県内で探す考え。

代表理事は弁護士の小林裕彦氏が務め、事務局は税理士法人パートナーズ内(岡山市北区下中野1222-9)に置く。事務局長は税理士の川本洋氏。電話番号は086-241-3023。2月中旬に専用ホームページを立ち上げ、4月から事業説明会などのセミナーを開く。構成メンバーは次の通り。

(前)クリエイティブコンサルタントグループ(岡山市)、司法書士法人永田事務所(倉敷市)、エルビス会計事務所(広島市)

ビートシステムサービス
飲食事業を分社し強化
全国展開、多角化目指す

コンピューターボード開発製造受託、

起業家支援などのビートシステムサービス(岡山市北区野田屋町1-11-1、太田一郎社長、資本金1000万円)はこのほど、飲食事業を分社し「藤小豆島ラーメン」(岡区田町1-2-10、平田亮二社長、資本金300万円)を設立した。

起業家支援事業からスタートし、岡山、倉敷、小豆島に出店する「小豆島ラーメン」の多店舗展開と、ラーメン以外への事業多角化を図るのが狙い。多店舗展開は大型ショッピングセンターへの出店を目指し、多角化では小豆島を中心に瀬戸内の素材を使うコンセプトは生かしつつ、洋食などの店舗開発を進める。

また、フィリピンなどアジアを対象にラーメン店の出店場所、食材の仕入れルートなどの調査を進めている。

平田社長は「飲食業は味だけでは生き残れない“代謝”の早い厳しい業界。柔軟な発想での事業展開と接客レベルの向上を図りたい」と話している。従業員10人。電話番号086-237-0661、ファクス0237-8305。

申告と納税は期限内に!

所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告・納税は
3月17日(月)まで

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税は
3月31日(月)まで

便利な申告書の作成は
「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。

おうちで作成 ネットで申告 **e-Tax** 詳しい情報はe-Taxホームページへ **イータックス** で検索

税務署からのお知らせ

次の税務署においては、確定申告会場が署外となっておりますのでご注意ください。(この期間中は、次の税務署では提出される申告書等の受付及び電話による相談のみを行っており、確定申告会場を設けておりませんのでご注意ください。)

開催署	開設日	相談時間	会場
岡山東税務署 岡山西税務署	2月17日(月) 3月17日(月)	9時~17時 (受付は16時まで)	ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階) 岡山市北区駅元町14番1号 ※駐車場(ママカリパーキング、リットパーキング)は有料となっております。台数に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。
倉敷税務署			イオンモール倉敷2階イオンホール 倉敷市水江1番地 (9時~10時まで2階専門店街「2」入口をご利用ください。)

土曜日・日曜日は相談を行っておりません。ただし、ママカリフォーラムにおいては2月23日と3月2日の日曜日に限り確定申告の相談・申告書の受付を行います。

地域経済が見える。企業がわかる。

おかやま財界

2014
2/5

第43巻3号 通算923号

ちゅうぎん 岡山県第一支店
ビジネスセンター
0120-310-912
中国銀行

平成26年2月5日発行（毎月5・20日発行）
創刊49年6月19日第3種郵便物認可

瀬戸内海巡回診療船

濟生丸 100

SAISEIMARU

社会福祉法人 恩賜財団 濟生会
支部岡山・広島・香川・愛媛県済生会



Saisei-maru: Circuit Medical Boat in Seto Inland Sea

(第3種郵便物認可)

「一般社団法人M&A・事業再生支援センター」発足 弁護士、司法書士、税理士、中小企業診断士らが企業存続をサポート



小林裕彦 弁護士

岡山を拠点に活動する弁護士、司法書士、税理士、中小企業診断士らさまざまな「士業」の専門家が「一般社団法人M&A・事業再生支援センター」（略称：エムサイセンター）を立ち上げた。それぞれの分野のノウハウを持ち寄り、後継者不足などに悩む地域中小企業に対し、M&A（企業の買収や合併）などの手法を活用することで企業の存続をサポートする。

3月にセミナー開催予定



川本洋税理士

ごろからになる見込み。

法人設立の呼びかけ人で、代表理事に就任した小林弁護士は「こうした法人の設立は全国的にも珍しい。企業は『社会の公器』であり、消滅すれば地域経済や雇用など社会的な影響が大きい。

残せる会社があるならば1社でも2社でも救うのが、地域で活動している私たちの使命と考えており、M&Aを身近なものと感じていただくとともに社会貢献のつもりで取り組む」と話している。今後、弁理士や行政書士、社会保険労務士など他の士業にも幅広く支援センターへの参加を呼びかけていく方針。

事務局長を務める川本洋税理士は「理事会のスムーズな運営や、支援センターの存在を広く知ってもらうための効果的なPRを実施し、多くの企業に活用してもらいたい」と話している。問い合わせはパートナーズ内の事務局（086・241・3023）。

弁護士の小林裕彦氏が代表理事、中小企業診断士の山田哲男氏、税理士の川本洋氏、司法書士の永田妙子氏が理事、中小企業診断士の多田夫喜夫氏が監事、事務局長は川本氏が兼任し、事務所も川本氏が代表を務める税理士法人パートナーズ（岡山市北区下中野）に置く。

メンバーの人的ネットワークや金融機関などとの連携により事業再生に必要な案件を選定、理事会での問題点の把握や必要な戦略の決定を経て、支援を開始する。それぞれの専門家が得意分野を生かしたデュアリティジェンス（投資やM&Aなどの取引に際して行われる、対象企業や不動産・金融商品などの資産の調査活動）を行い、最良の解決案を提示でき、費用も安価に抑えることができるという。

昨年12月に登記・設立、今年1月から案件の募集や検討を始めており、すでに数件の打診を受けているという。2月中に法人のホームページを開設、3月にはセミナーを実施し対外的なアピールを強める。順調にいけば具体的な案件着手は4月

企業の人事担当者の皆様へ 当センターでは

人材の確保・従業員の再就職を 支援しています



公益財団法人 産業雇用安定センター 岡山事務所

お気軽にご相談ください

〒700-0026 岡山県北區東町10-20(電話受付4F)
tel. (086)233-3081 fax. (086)233-1227 e-mail okayama-j@sangyokyo.or.jp URL: http://www.sangyokyo.or.jp/

ご利用時間 9:00~17:00 (土・日・祝日は休業)

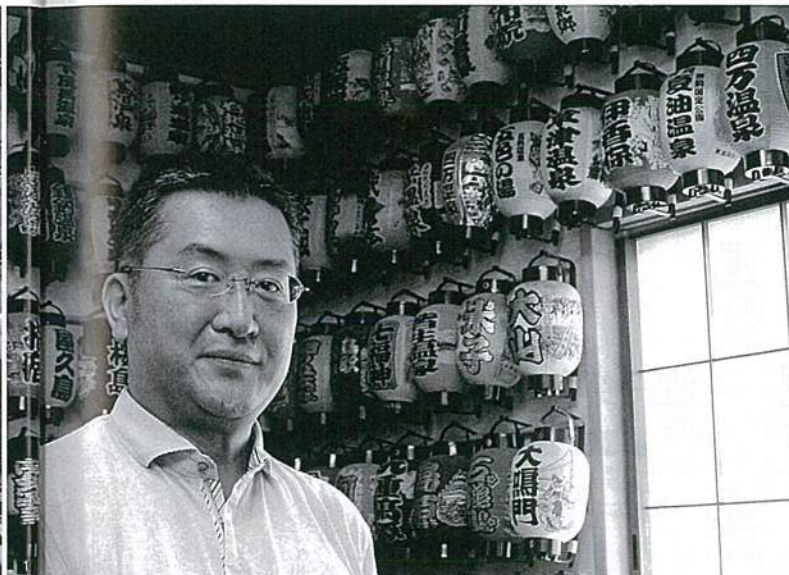
温泉・秘湯めぐり 小林裕彦さん 集めた温泉ちようちん、約三〇〇個！ 全国の温泉を制覇する「温泉博士」。

一九九五年頃から温泉めぐりを始め、全国約三〇〇か所の温泉の大半をほぼ制覇。温泉に関する造詣の深さから「温泉博士」の異名でテレビ出演や講演活動などもなされています。そもそも温泉好きになつたきっかけは？
小林「一八年ほど前のこと。当時私は弁護士としての法律事務所業務をこなしていたのですが、不眠不休のあまりの忙しさに、ある時まったく思考能力がなくなりました。これは一度心身をリセットしてあげないといけない」と思い、栃木県の北温泉と奥塩原温泉、福島県の二股温泉へ三泊四日の旅をしました。そこで身体だけでなく心の疲れもすっかり吹き飛んで、癒されたんです。この時、温泉は「効く」と実感したんですね。この旅でリフレッシュして帰ったのですが、三か月もたないうちに禁断症状が出てきました。また温泉に行きたくてもうすぐずるんです。それからは行くペースがだんだん手くなり、とうとう一か月おきに温泉地へ出かけるようになってしまいました(笑)。

がないところなどは仕方なく長時間歩いたり、ヒッチハイクをしたりとけっこう苦労しているんです。そうやって訪れたなかでも印象に残っている温泉といえば、秋田県の奥八郎温泉。赤茶けた台地に穴が開いていて、そこから二酸化炭素の泡がポコポコ湧いている。浸かっているうちに危うく二酸化炭素中毒になりかけました。鹿児島県の霧島温泉の近くでは立ち入り禁止の山中の温泉に入った時に、硫化水素中毒になりかけました。北海道では熊に遭遇しましたし、山道を滑って崖から落ちそうになったことも。また鹿児島県の薩摩半島では海の中に湧いている温泉に浸かっていると海へ出てきました！トカラ列島のある島では虫に身体中刺されて、それが膨れ上がってエライことになりました(笑)。本当に思い返せばいろいろな体験をしましたね。
小林さんの考える「いい温泉」の条件とは？
小林「源泉からの距離が近く、できれば足下湧出がベストですが、少なくとも湯量が多い温泉。当然のことながら掛け流しで、加温や加水や塩素殺菌をしていないほんまものの温泉です。それから泉質ですが、湯に力があること、さらに言えば温泉成分表に表われない湯のよさが実感できる温泉ですかね。ただ大切なのは、掛け



3 新潟県の蓮華温泉。「標高1475mの野天風呂は最高の解放感でした。生きているのが幸せ、と心から感じましたね」と小林さん。
4 林道を進むと突然穴が現れ、そこからポコポコと湧いているという秘湯「奥八郎温泉」。これはまさに天然のジャグジー温泉！



●こぼやしやすひこ●
1960年、大阪府大阪市生まれ。1984年、一橋大学法学部卒。同年労働省入省。1992年に岡山弁護士会に登録。2004年と2009年に岡山市包括外部監査人、2005年に岡山弁護士会副会長を務める。2011年から政府地方制度調査委員会、岡山大学経営協議会委員などを務める。玉野市在住。

「これまでに何か所めぐられたのですか？ また訪れた温泉地で集めた「温泉ちようちん」のコレクションもかなりのものだとお聞きしました。
小林「現在温泉は全国に約三〇〇〇か所あるといわれていますが、その大半はほぼ回り、台湾の温泉も目ぼしいところはだいたい行きました。ちなみに国内は、北は日本最北端の利尻島・礼文島から南は西表島さらには鹿児島港から船で七、八時間かかるトカラ列島にも行きましたね。温泉めぐりを始めた頃から、「自分が訪れた証になるものが何かあれば」と、温泉名やご当地の絵柄が入った温泉ちようちんを土産として買って帰るようになりました。最初は書斎に並べて飾っていたんですが、どんどん数が増えて今では廊下まで占領しています(笑)。
「道中で面白いエピソードがあったら教えてください。
小林「私はクルマを運転しないので、どの温泉にも電車とバスとタクシーを乗り継いで行くんですが、便

流しは全国の温泉のなかでも約二割と少数派だということ。ですからみなさん一人ひとりが温泉に関する正確な知識と情報を持って、自分の感性に合った温泉を見つけるべきでしょう。「温泉博士」として県内外から講演会に招かれることがあるとか。
小林「はい。昨年一〇月には愛媛県の道後温泉旅館協同組合から依頼されて道後温泉の未来というテーマで講演会を行ないました。岡山県内でも老人会や婦人会などからの依頼を受けて「温泉博士のお勧め温泉」といったテーマで、身も心も温まるお話をすることがあります。
「リフレッシュするだけではない愉しみを満喫されているようですが…。
小林「最近では共同湯のある温泉地に行き、そこで地元の方と交流することもあるんです。地元の人からの温泉情報は貴重です。そこから温泉地や地域が抱える問題も見えてきます。それが、岡山県内のさまざまな地域の問題を考えるにあたって参考になったりしています。
「今後行きたいと思われている温泉がありますか？
小林「国内では、時間の関係でまだ行けていない山奥の温泉ですね。あとは海外になりますが、チエコやフィンランドなどの温泉にもぜひ行ってみたいです(笑)。」

事

業を継続していくためにはあらゆる法規制がつきまといまいます。最近では企業を取り巻く法規制もめまぐるしく変化しており、中小企業にとっても法務リスクへの対応が急務となっています。今回は企業法務に詳しい弁護士小林裕彦さんにお話を伺いました。

Q

中小企業を取り巻く法務の状況はどのようになっていますか？

A 景気が持ち直し基調にあるとはいえ、少子高齢化に伴う内需の停滞等により、依然疲弊している中小企業が多いように見受けられます。金融円滑化法の終了後においては、経営改善計画の策定だけでなく、計画の実行に必要な環境づくりが重要であるというのが実感です。

このように中での中小企業を取り巻く法務の現状ですが、契約書のチェック、売掛金の回収、倒産対応などといった従来の法務に加えて、労働組合対応も含めた労働関連、知財関連、M&Aも含めた事業再生や事業承継などその内容は専門化、複雑化しているように思われます。

Q

経営にとってどのような法務コンサルタントが望ましいのでしょうか？

A 企業法務の観点からは、何か問題が起こってしまうことからの事後的対応ではなく、事前に生じる問題を予測してそれを防止するという予防法務が効果的であることは言うまでもありません。

しかし、問題はその中身。予防法務とかコンプライアンスをお題目のように唱えているだけでは問題の解決にはなりません。企業ごとに置かれている状況の違いを十分踏まえて、その意思決定手続や、業務の現場からのリスクの洗い出し・評価・対応を検討しつつ、清く正しく儲けることにつながる法務コンサルタントを行うこと、これが重要だと思えます。

戦略的な法務で、経営リスクを管理。

Q

弁護士にはどのようなことがお願いできますか？

A 紛争解決の最終手段は、残念ながらやはり裁判です。この裁判のことを熟知しているのは弁護士だけです。実践的、リスクマネジメント的な企業法務を行うためには、裁判にならざるリスクを徹底的に、かつ多角的に検討し、ステークホルダーとの関係も含めて予測し、その具体的な対応を考えていくことが必要です。本来回避すべき裁判をまさに熟知しているからこそ、弁護士は中小企業の事前の取り組みに的確かつ最適なアドバイスをするこや、リスク対応の提案ができるのではないかと考えています。

Q

最近の気になる法制度上の問題は？

A 厳しすぎる解雇法制です。現状では中小企業は新たにやる気のある社員を雇おうとしても、規制に足を引張られて思うように動けません。アベノミクスの三本の矢よりも、解雇法制の弾力化の方が急務と思っています。

Q

最後に経営者の方々に一言お願いします。

A 企業法務では小さな問題でも放置しておくと思定外の大問題にもなりかねません。右肩上がりではない、まさに質が問われるこの時代だからこそ、戦略的な法務がなお重要になってくるものと確信しています。中小企業の皆さんのよき相談相手として、我々弁護士を活用していただければと思います。



小林裕彦法律事務所
 所長 弁護士 小林 裕彦 さん

6人の勤務弁護士とともに
 企業法務等を精力的にこなす。
 テレビ・ラジオ等でも活躍。

岡山市北区弓之町2-15
 弓之町シティセンタービル6階
 TEL086-225-0091
<http://kobayashilawoffice.p-kit.com/>

～ 幅広い経営ニーズをしっかりとサポート～

ちゅうぎん ビジネスセンター

まずはお電話・FAXにてお気軽にご相談ください。

サポートはクイックに
0120-310-912

FAX **086-235-1281**

※FAXの場合は「相談依頼書」にてご相談ください。
 相談依頼書は当行ホームページからダウンロードできます。

HP <http://www.chugin.co.jp>

営業時間/平日9:00～17:00 (土・日・祝日・休日および12月31日～1月3日は除きます。)

岡山県建設業協会 会報

2014
2
月号

目次

◎「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」並びに「予定価格の適正な設定について」	2
◎消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について	8
◎岡山県下建設業景況レポート(10月~12月)	13
◎岡山県下公共工事の動向(1月分)	16
◎建炎防だより	19
・講習会のお知らせ	
・「建設業年度末労働災害防止強調期間」の用品について	
◎建退共だより	20
・共済証紙の貼付と共済手帳の更新について	
◎法律相談コーナー	22
・第44回 孫請業者が工事を途中で止めてしまったら	
◎検定試験・資格試験のお知らせ	23
◎建設業福祉共済団からのお知らせ	27

(法律相談コーナー)

第44回 孫請業者が工事を途中で止めてしまったら

●相談内容●

我が社は、ゼネコンの下請工事をしています。このたび、工事を孫請業者に発注しましたが、代金の支払いをめぐりトラブルが生じてしまい、孫請業者は、工事を途中で止めて、既施工部分の残代金の支払請求をしてきました。他方、我が社は、別の業者に工事を完成させてもらうことにしましたが、見積もりを依頼したところ、資材の急騰により、当初予定していたよりも高くなるようです。孫請業者への支払いはどのようにすればよいでしょうか。

○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

本件で、下請業者としては、契約を全部解除して残代金を払わないぞ、むしろ既に支払った分も返せ、と言いたいところでしょう。

しかし、判例によると、工事内容が可分であり、しかも当事者が既施工部分の給付に関し利益を有するときは、未施工部分について契約の一部解除をすることができるにとどまります。本件では、既施工部分を利用して別業者が工事を完成させることができるので、下請業者としては、未完成部分の一部の解除しかできません。すると、下請業者には、孫請業者に対して既施工部分の代金支払義務があることとなります。

ただし、これを実際に支払わなければならないかは別問題です。下請業者に損害賠償請求権が発生していれば、その額と代金額とを相殺できます。契約や約款の規定に基づいて相殺が行われることは、よくあることです。また、本件では、当初予定していたよりも工事代金が高くなるので、その分が損害額であるとして、代金額とを相殺することもできません。ここで注意が必要なのは、相殺できるのが「未施工部分の工事費用」ではなく、「予定していた工事費用を超える額」であることです。

また、資材が急騰しているときは、工事代金が日々刻々と変化します。判例によると、従前の孫請業者との契約を遅くとも解除できたであろうときに損害額算定の基準日となりますから、実際の超過額と相殺できるとは限らない点にも注意が必要です。

(法律相談コーナー)

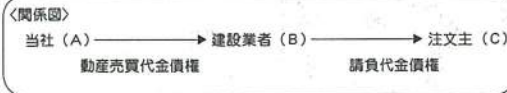
第43回 請負代金債権に対する物上代位

●相談内容●

当社は材木業者(A)です。建設業者(B)から建築資材の注文を受けて納品しましたが、上棟の後にこの建設業者(B)が当社への材木代金を支払わないまま破産手続を開始してしまいました。

建設業者(B)は注文主(C)に対し請負代金債権を有しているので、当社(A)が請負代金債権に物上代位権を行使して債権回収を図ることはできないでしょうか。

また、建設業者(B)が注文主(C)から工事の一環として重機の設置を依頼され、当社(A)が重機を搬入した場合に、建設業者(B)が破産手続を開始した場合はどうでしょうか。



○回答○



顧問弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

民法321条は、「動産の売買の先取特権は、動産の代価及びその利息に関し、その動産について存在する。」と規定しています。すなわち、動産を売却した売主は、売買代金債権を担保するために、売却した動産自体に先取特権という担保権を有するのです。

また、同法304条1項本文は、「先取特権は、その目的物の売却、質貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。」と規定しています。これがいわゆる物上代位権という権利であり、売主が売却した動産が例えば転売によりお金に変わった場合に、売買代金債権の担保のために、動産が形を変えた価値そのものであるお金を渡すよう請求できる権利です(法的には「交換価値を把握する」と言います)。なお、この物上代位権は、先取特権だけでなく抵当権などの担保権にも認められています。

以上を前提に、御質問のケースを検討しますと、貴社が納入した材木や重機の売買代金債権を担保するために、建設業者の注文主に対する請負代金債権にかかっているかという問題になります。

まず、材木の事案については、大審院大正2年7月5日判決があり、請負代金債権に対する物上代位を否定しました。材木に工事が加えられた結果として請負代金債権になったので、請負代金債権は目的物の全部又は一部を直接代表していないというのがその理由です。

他方で、重機の事案については、最高裁平成10年12月18日決定において、請負代金債権に物上代位を肯定しました。こちらの判決では、請負代金債権は動産の転売による代金債権と同視できるとされたためです。

両者の違いは、請負代金債権を転売等による代金債権と同視できるか否かにより生じています。すなわち、上記最高裁決定において、「請負代金全体に占める当該動産の価額の割合や請負契約における請負人の債務の内容に照らして請負代金債権の全部又は一部を右動産の転売による代金債権と同視するに足りる特段の事情がある」と認められる場合には、物上代位権の行使が可能とされています。

以上より、貴社の物上代位が認められるか否かは、貴社が動産を売却した後の請負工事の状況を勘案し、上記の「特段の事情」が認められるか否かで判断されることとなります。

(法律相談コーナー)

第42回 地盤沈下と建築業者の責任

●相談内容●

当社はある不動産業者と建物建設請負契約を締結し、契約通りに建物を完成させました。その建物は、その不動産業者が建売住宅として土地と共にお客様に販売しました。

ところが、お客様が住み始めてしばらくして、土地が沈下し始めるというトラブルが発生し、お客様は当社に責任があるのだから、土地の補強工事を行えと言ってきています。

当社は不動産業者に言われたとおり建物建てただけで、土地の造成工事は別の造成業者が行っています。また、当社は当該土地が傾斜地に造成されたものということしか知りませんでした。それでも当社は責任を負わなければならないのでしょうか。

○回答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

御質問のケースにおいては、建売住宅をお客様に売った不動産業者、及び土地の造成工事を行った造成業者が、お客様に対して法的責任を負うことは明らかです。問題は、それに加えて、土地上に建物を建てたに過ぎない貴社までもが責任を負うか否かということになります。

京都地裁平成12年10月16日判決は、類似のケースにおいて、貴社と同様の立場にある建築業者の責任を認めました。以下、裁判所の判示内容を紹介します。

「建築業者である以上、建築物の定着する地盤が平らで均一な支持力を有するものばかりではないことは当然認識すべき事柄であって、特に、傾斜地を切り開いて造成された盛土地盤に建築物を建てようとするときには、性質上支持力の弱さが容易に予見できるといふべきである。したがって、建築業者としては、建物を建築するに当たり、その基礎を設ける地盤の支持力が十分か否かを調査し、支持力の異なる地盤に基礎を設けざるを得ないときは、一体的な基礎を設けた上で、…不同沈下を起こすことのないよう配慮すべき義務がある。」「なぜなら、これは生命・身体・財産の保護と公共の安全が図られる建物の建築を請け負うべき社会的責任のある建築業者としては、当然尽くすべき基本的な注意義務と解される…」と判示されています。

この裁判例においては、建物を建てようとする土地が「傾斜地を切り開いて造成された盛土地盤」であり、建築業者は「性質上(土地の)支持力の弱さが容易に予見でき」たことが重視されています。したがって、貴社の責任を図る上では、貴社が建物を建てるに際し、当該土地の性質をどのように認識していたかが重要なポイントとなり、貴社が当該土地は傾斜地を造成した土地であるなどと認識していた場合には、たとえ貴社が土地の造成に関与してなくても責任を問われる可能性が高いと言えます。

なお、上記裁判例においては、地盤を補修するための工事費、お客様の一時移転費用、弁護士費用の賠償として1,000万円以上の賠償請求が認められました。

以上より、地盤に問題がありそうな土地上に建物を建てる際には、たとえ建物建築のみを請け負っているとしても、建物建設工事に入る前に土地についての慎重な調査が必要であると言えるでしょう。

第41回 工事報酬代金の遅延損害金に関する相談

● 相談内容 ●

先日、当社は住宅建設工事を完成させました。しかし、注文主は、「工事の内容に瑕疵があるので瑕疵修補を請求する。ただし、修補自体でなく、修補に替わる損害賠償を請求し、それと工事代金債務を相殺するから工事残代金は支払わない。」と言って、工事代金の残額1,000万円を支払ってくれません。このような主張は認められるのでしょうか。

また、工事請負契約には、請負代金債務の遅延損害金は年14.6%と定められています。注文主が工事残代金を支払わない間、遅延損害金は年146万円生じると考えて良いのでしょうか。

○ 回答 ○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

まず、御質問のケースは、

- ・ 貴社→注文者 1,000万円の請負代金債権・年14.6%の遅延損害金
- ・ 注文者→貴社 瑕疵修補に替わる損害賠償請求権・年6%の遅延損害金

を有することになります。

しかしながら、民法634条2項により両者の債権は「同時履行の関係」、すなわち、相手方が履行するまではこちらも履行しなくてよい関係にあるとされており、それにより他方当事者がお金を支払うまではお互いに遅延損害金は発生しません。したがって、原則としては、注文主が瑕疵修補請求をする場合には、注文主は請負代金も遅延損害金も支払わなくてもよく、貴社は注文主にこれらを請求できません。

ただし、注文主の瑕疵修補請求が余りに軽微な場合にまで、注文主が請負代金の支払義務を全て免れるというのは明らかに不当でないです。

そこで、本件と類似の事例において最高裁判例は、注文主は原則としては全額について履行遅滞に陥らないが、例外的に瑕疵の程度や交渉の経過を考慮して報酬債権全額の支払いを拒むことが信義則に反するときはこの限りではない、という判断をしています（最高裁判平成9・2・14）。そして、46万円分の瑕疵修補請求権をもって請負代金1,325万円の支払いを拒もうとした注文主が信義則に反するとされたケースがあるように（福岡高裁判平成9年11月28日判決）、上記最高裁判例の「例外的な場合」は、瑕疵修補請求と請負代金額との比率や、瑕疵修補の対象となっている瑕疵が目的物において重要な瑕疵であるか否かといった観点で判断されます。

したがって、御質問のケースにおいては、注文主の主張する瑕疵が軽微であって上記最高裁判例のいうところの「例外的な場合」に当たれば、貴社は注文主に対し遅延損害金を含めて請負代金全額を請求できます。なお、仮に「例外的な場合」に当たらないとしても、貴社若しくは注文主が相殺の意思表示をした後は、請負代金の残額について、貴社は遅延損害金も含めて請求することができます。

第40回 工事に伴う生活妨害 ②

● 相談内容 ●

工事に伴う騒音や振動がどの程度まで許されるかは、「受忍限度」の範囲内か否かで判断されると聞きました。では、「受忍限度」の範囲内か否かは具体的にどのように判断されるのでしょうか。

○ 回答 ○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

「受忍限度」を超えているか否かの判断は、①当該工事によって発生した侵害行為の態様、侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③地域環境、④被害者との交渉経緯、被害回避措置の有無、などの要素により総合的に判断される（最高裁判平成10年7月16日判決参照）ということは、前回ご説明したとおりです。

まず、①については、工事の具体的な作業内容、騒音や振動の性質、発生頻度や発生時間帯、継続時間、継続期間などにより判断されます。裁判例では、被害建物から15メートルの場所で、振動杭打機やクレーンを使用してスチールシートパイルの打込工事をした事案（横浜地裁昭和60・8・14）や、被害建物から6.5メートルの場所でマンション建設に伴うコンクリート打設工事が深夜や午後10時以降に及ぶことが度々あった事案（京都地裁平成5・3・16）などで受忍限度を超えると判断されました。

②については、被害が難聴を発症したもののや、振動により建物が増築したり地盤沈下をもたらすような場合は、受忍限度を超えると判断される傾向にあります。他方で、被害を裏付ける証拠がない場合や、証拠があっても具体性に欠ける場合、また騒音や振動の発生が短時間で一時的なものにとどまる場合は、受忍限度内とされる場合もあります。

③については、建設工事がなくても、もともとの周辺環境（鉄道・道路・雑踏など）のいわゆる暗騒音のレベルが高い場合は、受忍限度の判断は被害者側に厳しいものになるとされています。

④については、苦情が申し立てられたにもかかわらず真摯に対応しなかった場合や、騒音や振動を容易に防止できる措置があったのにそれを講じなかった場合は、建設業者側に不利に判断されます。反対に、工事期間中に代替住居を用意した場合や、騒音や振動に配慮して工法を変更したような場合は、建設業者側に有利に働く事情とされます。

受忍限度を超えるか否かは上記のような点から総合的に判断されます。

なお、かかる受忍限度を超えている場合に住民が建設業者に対し取り得る法的措置としては、⑦損害賠償請求と⑧工事差止め請求の2つが考えられます。そして、⑧の工事差止め請求は、⑦に比べ工事業者への打撃が大きいいため、受忍限度の判断は住民側により厳しいものになるとされています。

第39回 工事に伴う生活妨害 1

● 相談内容 ●

先日、当社は住宅地において大型マンション工事に着手しました。そうしたところ、付近住民の一人が工事現場までやって来て、現場監督者に対し「工事がうるさい。ただちに工事を中止しろ。」と怒鳴り、数日後には「工事を中止しないなら裁判所に工事の差止めを求めろぞ。」と言ってきました。

このような住民の請求は認められるのでしょうか。また、当社の工事によって生じる騒音は、法的にはどの程度まで許されるのでしょうか。

○ 回答 ○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

人が生活する社会において建物はどうしても必要なものです。そして、建物を建てる際に、ある程度の騒音や振動が発生することはどうしても避けることができません。そのため、騒音や振動が人に不快感を与えるものとしても、これを生じさせる工事を行ってはならないということになると、およそ社会が成り立たなくなってしまう。

そこで、法は、付近住民が社会生活上受忍すべき範囲として「受忍限度」というものを設定し、この「受忍限度」を超えた場合の騒音や振動についてのみ、付近住民に法的な救済を与えるという立場を取っています（受忍限度論）。

そして、この「受忍限度」を超えているか否かは、①当該工事によって発生した侵害行為の態様、侵害の程度、②被害利益の性質と内容、③地域環境、④被害者との交渉経緯、被害回避措置の有無、などの要素により総合的に判断するとされています（最高裁判平成10年7月16日判決参照）。

また、この受忍限度の判断に入る前段階として、一定の行政的な規制もあります。騒音規制法や振動規制法は、住民が集合している地域を規制対象地域と指定し、その指定地域内で特定建設作業（著しい騒音を発生させる建設作業として政令で定めるもの。具体的には、杭打ち機、びょう打ち機、さく岩機の使用やパワショベルなどによる掘削作業など）をする際には、市町村長への事前の届出義務と規制基準を設け、これに従わない場合は行政罰（勧告、改善命令、これらに従わない場合に3万円ないし5万円以下の罰金）を適用するとしています。

また、このような特定建設作業以外の工事についても、地方公共団体が独自に条例で規制を設けている場合もあります。

そして、これらの行政的な規制に抵触している場合は、受忍限度の検討に入るまでもなく工事は修正を求められることとなります。

他方で、工事業者としてかかる行政的規制をクリアしていても、なお住民側からクレームが出されることがあります。そして、その場合は上記の受忍限度の判断になります。これにつきましては紙面の都合上、次回に解説致します。

第38回 リフォーム工事後の違反建築物

● 相談内容 ●

当社はある方から依頼を受けてアパートの改修工事を行いました。しかし、工事を完成して引き渡したあとに、「建物が建築基準法上の準耐火建築物になっていない。工事には瑕疵があるから損害を賠償しろ。」と言われていました。しかし、当社が調べてみたところ、その建物は当社が工事をする前から、準耐火建築物になっておらず、建築基準法違反の建物であったことが分かりました。

当社は損害賠償責任を負担しなければならないのでしょうか。

○ 回答 ○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

リフォーム工事においては、当該リフォーム契約の内容となっている水準に当該リフォーム工事の内容が達していない場合に「瑕疵」があるとされます。したがって、貴社がその方と締結したリフォーム契約において、リフォーム工事によって準耐火建築物にするということが契約内容となっていない限り、貴社が責任を負うことはありません。

すなわち、御質問と類似のケースにおいて裁判所は、「改装工事は建物の内容や設備等を改装することによって本件建物による経営の向上を図ることを主な目的としたものであり、建物の違法部分を建築基準法令に適合させることを主な目的としたものではなかった」として、建築業者の責任を否定しています（東京地裁平成19年3月28日）。

ただし、御注意いただきたいことは、リフォーム工事は注文主の言われたとおりになれば常に免責されるわけではないということです。以前に御紹介した、リフォーム工事を行う前は違法ではなかった建物につき、注文者の請求するとおりに工事を行ったところ違法建築物になってしまったというケースでは、建築業者の損害賠償責任が認められています（大阪地裁平成17年10月15日判決）。

大阪地裁の事例：施行前は2階建ての建物で法令違反無し
依頼者の要望により施工後に3階建てにすると建築基準法違反

東京地裁の事例：施行前から準耐火建物になっていないという違反あり
依頼者の要望は改装により経営の向上を図ることだった
施工後も準耐火建物でないという違反は残ったまま

2つの裁判例から分かることは、リフォーム工事契約においては、注文主が依頼した意思内容がどのようなものであるかが重視されているということです。すなわち、もともとは適法な建築物がリフォーム工事によって違法になっても良いというのは、とても注文主の意思とは考えられず、建築業者は責任を負います。大阪地裁の裁判例はこのケースです。反対に、今回の御質問のケースは、建物がもともと違法であり、それを適法なものに直して欲しいということは注文主の意思となっていなかったとされたのです。

以上より、リフォーム工事においては、工事を開始する前に、当該建物には行政法規に照らして違法性がないか、注文主のリフォームの目的はどういったものかなどの点について、事前に注文主とよく話し合っておくことが肝要です。そして、事後的に注文主からクレームを言われるおそれがある場合には、受注する工事の内容や範囲について、明確に契約書に規定する必要があります。